

# ご存知ですか？訪問購入のルール

法改正で、自宅での買取りのルールが変わりました(平成25年2月21日～)  
悪質な業者に売ってしまわないよう、ルールをよく覚えておきましょう

## 飛び込み勧誘の禁止

- ◆訪問購入で飛び込みの勧誘はできなくなりました。消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。
- ◆また、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止となります。



## 書面の交付

- ◆事業者の連絡先、物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。



## 引渡しの拒絶

- ◆クーリング・オフ期間中(書面交付から8日以内)は物品の引渡しを拒むことができます。
- ◆事業者は迷惑を覚えさせるような方法で引渡しをさせることも禁止されています。



## クーリング・オフ

- ◆クーリング・オフ制度により、書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者からすぐに通知されます。



ただし、以下の物品と取引態様は規制の対象となりません。



自動車  
(二輪を除く)



家具



家電  
(携行が容易なものを除く)



本、CDやDVD、  
ゲームソフト類



有価証券

- ◆消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
  - ◆いわゆる御用聞き取引の場合
  - ◆いわゆる常連取引の場合
  - ◆転居に伴う売却の場合
- ※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。

身近な消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン 0570-064-370